村尾光子の
みなみかわち町議会報告（第124号）

2005年1月11日発行



発行者：村尾光子
連絡先：祇園五丁目11-3
TEL&FAX: 0285-44-5418
E-mail : muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H16年第4回定例会
（12月7〜9日）の報告です。

〜〜〜 もくじ 〜〜〜

一般質問（通告順）
服部辰一・阿部優子・秋山幸男・村尾光子・荒井英子磯辺香代・川上英毅・飯野悦子の８議員が質しました

明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。

12月定例会、焦点は3町合併に向けた電算統合事業費の予算化でした。石橋町での住民運動に不安はあるものの、合併の事前準備着手にゴーサインを出しました。本町は住民投票結果を踏まえて方針を決定し、合併協議事項も概ね調整済みの状況なので、"当然の議決"と言えるでしょう。

町長の一般行政報告は●合併協議会の経過報告●JA宇都宮南河内支所の土地鑑定結果をもってJAと協議したところ大きな差があった●仁良川地区区画整理第二工区の仮換地設計案は地権者291人のうち200人が供覧し、要望書提出は52件、再度供覧を設定する、など4項目でした。

議会報告会&意見交換会

２月５日（土）午後１時３０分〜
グリーンタウンコミュニティセンター
第１研修室
報告:荒井・阿部・磯辺・服部・村尾
お気軽にお出かけ下さい。

手打ちそばを作って味わう新年会（前回大好評）

１月２２日(土)10時〜
講師：三室 優 さん（祇園1丁目）
場所：グリーンタウンコミセン調理室
参加費：５００円　どなたでも参加OK!!
申込み：１月２０日まで
先着２０人とします。
申込先：壁田 満（☎44-1588）
根本政子（☎44-7860）
安岡二三（☎44-7918）
村尾光子（☎44-5418）
（主催:村尾光子を応援する会）

公開学習会のご案内
地方交付税制度の現状と展望
―― 来年度の自治体予算編成の課題 ――

と　き：１月２９日（土）午後１時30分〜４時30分
ところ：南河内町中央公民館　ホール
講　師：社団法人東京自治研究センター研究員
菅原敏夫さん
参加費：５００円（資料代）　どなたでも参加できます
主催:地方自治を学ぶ会　お問い合わせ:村尾（☎44-5418）

《審議事項》

同意第 5号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意（黒川正美氏）	賛成全員	同意
議案第30 ～37号	県内3地域の合併に伴い関係組合の規約変更について 町村消防災害補償等組合1件・市町村職員退職手当組合3件 自治会館管理組合2件・町村議会議員公務災害補償等組合2件	〃	可決
原案修正動議	H16年度一般会計補正予算案修正案	賛成少数	否決
議案第38・39号	H16年度会計補正予算(一般会計・国保会計)	＊賛成多数	可決
40～42	H16年度会計補正予算(老保・農集排水・水道事業)	賛成全員	〃
陳情第 2号	「食料・農業・農業基本計画」見直し及びＷＴＯ・ＦＴＡ交渉に関する意見書の提出を求める陳情書について	〃	採択
発議第 2号	同上に基づく意見書	〃	〃

＊国保会計予算案について、議長表決は「起立多数」であった。数人が遅れたものの全員が起立した。
＊議案などの番号は暦年毎の通し番号です。

★固定資産評価審査委員に黒川正美氏　（同意第5号）

固定資産評価審査委員会委員は任期3年。この12月に任期満了となる高橋嘉次郎氏(仁良川)に替わり黒川正美氏の選任に同意。

プロフィール
H11.12月まで(株)ロジステックに勤務後、上野建築に勤務。H8～仁良川地区土地区画整理審議会委員

《固定資産評価審査委員会委員》(3名)

(敬称略)		任期
大嶋繁雄　(70歳)	絹板	H18.9月
星野純夫　(50)	祇園	H18.10
黒川正美　(63)	仁良川	H19.12

★３町合併に向け電算統合事業費予算化　（議案第38号）

―― 時期尚早と予算案修正動議が提出されたが、否決 ――

一般会計補正予算補正額3902万9千円には、H17年10月の３町合併に向けての電算統合事業費負担金1366万9千円が含まれていた。石橋町の住民運動(宇都宮市との法定合併協議会設置について住民投票を求める署名活動)に鑑み、この分を減額した予算案修正動議が提出されたが、否決した。
石橋町・国分寺町議会は11月に同様の負担金予算を可決している。

●電算統合事業費：総額3881万1千円
(3町の負担金算出根拠)

・住民基本台帳・戸籍
　システム統合費　　:2745万円(人口割)
・サーバー室整備費　:1050万円(均等割)
　(国分寺町役場職員厚生室を改修)
・光回線整備費　　　:861千円 (均等割)

■村尾は原案賛成、修正案反対。
(討論) この予算案を可決・否決(先送り)のいずれに決しても、石橋町住民運動に何らかの心理的影響は及ぼす。本町は住民投票の結果、3町を選択したので、それに向けて推進すべき。石橋町住民投票の結果、仮に宇都宮市との合併協議会が設置されても、最終態度は来年3月の合併議決結果である。特例法期限内の合併を目指すなら、3月では間に合わない。

■一般会計補正予算修正動議
発議者:磯辺香代・荒井英子議員
【理由】3町合併協議が進められているが、石橋町では全有権者へのアンケート調査は行われたが、住民の合意形成が遅れている。①3町合併がこじれる可能性はゼロではないので、本町住民の損出を最小限にくい止める。②3町合併協議会が既に発足しているが、宇都宮指向の住民も同等・公平に扱われるべきで、住民投票を行おうとするとき、3町合併に向けた予算計上という周辺からの圧力は避けるべき。
住民投票の結果を待ち、新市事務所の位置が決まった後、臨時議会で計上して欲しい。

(表決) 採決直前に発議者ら3議員が退席。修正案:賛成１、否決。原案:賛成11(起立せず2)、可決。

村尾光子の一般質問



問.行革の成果、なぜ公表しないのか？

H14年9月、町は●時代の変化に対応した組織づくり●将来を見据えた行政運営の確立と推進しうる人づくり●行政への住民の関心と信頼を高め、住民と協働するまちづくりを目指す体制づくり、を目的とした行革大綱を策定し、57項目にわたる内容を年度別実施計画に基づいて推進している。

住民理解を得ながら進めるためには、施策とその成果について住民への説明責任がある。

(1)行革大綱の進捗状況を説明されたい。
経費節減効果、毎年度の達成状況はどうか。
実績を毎年度住民に公表して欲しい。

【町長】15年度の実績は、**事務事業の見直し**として①人事評価システムの試行②補助金整理合理化検討(H14年度継続)③例規集データベース化④消耗品一元管理⑤IT活用による効率的な事務処理⑥口座振替の推進と滞納処分の強化、**定員管理と給与の適正化**として①4役給与の減額改定、**その他**として①法規関係追録の削減、に取り組み、**15年度の削減額は510万4千円。**

16年度は引き続き人事評価システムの試行を実施。さらに縁小の給食調理業務委託、補助金整理合理化を行い、行政運営の効率化・住民満足度向上のため職員の意識改革と資質向上に取り組んでいる。**16年度の削減額は3340万円。**

今後、実績を公表する。

行財政改革はこれまで慣例的になされてきた仕事を見直すこと。判断基準は何か、住民の納得と協力が不可欠になる。住民から求められる前に公表し、理解を得るのが住民自治ではないか。

問.入札制度適正化に向け、電子・郵便入札の導入を

町はH12年以来、数度にわたり入札制度適正化に向けて改革に取り組んできた。が、公正・公平・透明で競争原理が働く入札とするには、まだまだ改善の余地はある。この1年間、どんな検討をしてきたのかを質すと同時に、具体的な改善策を提案した。

(1)適正化に向け、更なる改善策は検討されたのか。電子入札や郵送による入札を導入すべきではないか。

【町長】H15年4月に、参加資格者並びに格付け要綱等を制定して入札参加資格者の分類基準を明確にし、より透明性のある格付けを行っている。

電子入札は県内では栃木県と宇都宮市のみが導入している。このシステム導入には多大な開発期間と費用負担を要するので、当町の財政状況や発注規模を考えると、早期導入は困難である。

現在、3町合併協議では入札・契約情報の公表、入札システムについての協議もなされている。3町とも入札・契約の方法、公表内容、業者選定基準に違いがあり、合併時までに調整する。電子入札や郵便入札制度についても、協議の中で最善の方法を探ることになるが、郵便入札については、合併以前にも導入できないか、検討させる。

落札率の高止まり傾向を打破し公正を確保するには**①業者の集まる機会を減少させる②競争相手を分からなくする③入札参加者を多くする**、の方策が必要と宮古市の担当者。全く同感。

(2)地元業者育成の観点から指名競争入札が行われているが、地元業者が更に力を付けるためには条件付き一般競争入札と受注希望型競争入札(小規模工事希望入札制度)の併用へ移行すべきではないか。

【町長】現時点では、地元業者との関係等から、条件付きとはいえ一般競争入札に踏み切るのは難しい。新市に移行する過程で検討されるだろう。

《岩手県宮古市の入札制度改革》

①入札関係書類の直接配布廃止、ホームページからダウンロードとする②設計図書の縦覧・貸し出し廃止、指定販売場所からの購入とする③集合による直接入札の廃止、局留めの郵便入札とする④参加資格の事前申請廃止、開札後に落札候補者のみ資格確認⑤公告はホームページで行う。

《入札方法》	対象工事設計額	H15落札率
●条件付き一般競争入札	1億5千万円以上	94.88%
●受注希望型競争入札入札	2千万円以上 1億5千万円未満	92.33%
●指名競争入札	2千万円未満	76.88%

＊H8〜14年度の落札率は97.14〜99.34%
(出典:地方自治職員研修2003年12月号)

(3)契約に占める随意契約の割合はどうか。
過去５年間の実績を問う。
また、随意契約とする基準は何か。

【町長】建設工事における随意契約の割合は

年度	建設工事件数	うち随契件数(割合)	契約の総金額	うち随契金額割合
H12	150	74(49.3%)	107,839万円	14.8%
H13	139	64(46.5)	135,727	7.5
H14	112	75(66)	36,005	21.8
H15	96	60(62.5)	44,080	22.5
H16	76	40(55.6)	53,864	8.0

＊H16年度は11月までの分

随意契約は地方自治法第167条2項と町財務規則に基づき実施している。手続きが簡単で、契約事務と経費が節減でき、契約の相手方を自由に選定できるので、内容によっては町に最も有利なものを選定できる。

一方競争入札は、専ら価格の優劣を比較する方法なので、品質・機能等の要素が非常に大きなウエートを占める場合には、価格だけで決めることが不利になることもあり随意契約の方が有利である。

しかし、運用を誤ると契約が特定なものに偏る恐れもあるので、厳正な対応が必要だ。契約はできるだけ入札により、随意契約の場合でも見積もり徴収の上、可能な限り競争原理が働くように対応したい。

【業務委託・その他の契約での随意契約状況】

	契約内容	契約件数	うち随意契約 件数(割合)	金額合計
H12	業務委託	94	72(76.6%)	20,452万円
	その他	29	29(100)	3,069
H13	業務委託	110	91(82.7)	22,616
	その他	69	69(100)	4,436
H14	業務委託	149	128(85.9)	28,838
	その他	55	55(100)	2,616
H15	業務委託	167	142(85.0)	22,342
	その他	73	72(98.6)	4,996
H16	業務委託	163	146(89.6)	25,957
	その他	47	46(97.9)	1,522

H16年度は11月まで　(資料提供:総務課)

＊業務委託には清掃・給食調理・機械などの保守点検のように毎年支出するものや各種計画策定時のコンサルタントなどのように臨時的な支出がある。
＊その他の多くは物品購入。

毎年決まって委託するものは契約先が固定化してはいないか？保守点検等は今後の課題と思う。

《地方自治法施行令》契約 抜粋

(契約の締結)

第234条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法による。

２. 前項の**指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。**

(随意契約)

第167条2　地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が･･･略･･･**普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。**

二. 不動産の買入れ又は借入れ、･･･略･･･物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため･･･競争入札に適しないものをするとき。

三. 緊急の必要により競争入札ができないとき。

四. 競争入札に付することが不利なとき。

五. 時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる見込みのあるとき。

六. 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に対し落札者がないとき。

七. 落札者が契約を締結しないとき。

《南河内町財務規則》

(随意契約によることができる契約の額)

第75条の2　令第167条の2･･･の規則で定める額は次の通り。

1　工事または製造の請負	130万円
2　財産の買入れ	80万円
3　物件の借入れ	40万円
4　財産の売払い	30万円
5　物件の貸付け	30万円
6　前各号に掲げる以外のもの	50万円

法律が示すように、契約は一般競争入札が原則。本町では議会に上程される場合には指名競争入札が常だから、それが当たり前のような錯覚に陥る。しかし、議決の必要がないところで随意契約も行われている。「最小の経費で最大の効果」が命題の自治体としては、有利な方法は採用すべきだが、なぜその方法を選択したのか、合理的な根拠が必要だ。

安易に見積もり合わせで済ませてはいないか。

工事請負契約ばかりが注目される傾向だが、業務委託、物品購入等にも契約がある。地元業者育成と公共の利益。どちらを優先するのか、政治的要素が大きい。H15年６月の法改正で「指定管理者制度」が導入された。“地元業者”だけでは優先される理由にはならない時代だ。３町合併の新市建設計画案には“コミュニティービジネスの推進”とある。これからの産業振興策はどうあるべきなのだろうか？

問.福祉作業所、今後はどうなる？

児童館に併設されている福祉作業所は定員一杯、施設面積も狭隘だ。作業受託にも景気の動向による不安がつきまとう。民間事業者による授産施設建設の計画もあるようだ。

(1)作業受託状況はどうか。町行政からの委託はどの程度実施されて(されている)のか。

【町長】時期により波があるが、年間を通じて2社の作業ができる。協力して頂ける会社はなかなか見つからない。

町からは、15年度は敬老会記念品として印鑑ケース作成を委託した。また、通年作業ができるように、農作業用の種・苗・肥料代、草木染め用布・糸代、カルフルとちぎ出展材料代の補助を行った。

(再質問)受託先は誰が責任を持って捜すのか

【健康福祉課長】作業所の運営は社会福祉協議会に委託しているので、社協が責任を持つが、作業所にもお願いしたいし、当然町も協力すべきだ。

(2)(仮称)総合保健福祉センター建設計画での作業所の位置づけはどうなったのか。公設公営を望んでいる保護者との協議は、どのようになされたのか。

【町長】現在の作業所は1室で作業、食事、休憩を兼ねており全体のスペースも狭い。当初は仮称保健福祉センター内に移設する検討をしていたが、同時期、事業者より町内に小規模通所授産施設を含む障害者施設を建設したいとの計画案が出された。ふれあいプラザ建設検討委員会に諮ったところ、保健福祉センター内に設置するより独立した施設の方が入所者はのびのび作業ができるのでは、との意向だったので計画を変更した。

保護者とは検討委員会の意向を踏まえ、話し合いを実施した。現在の社会福祉協議会委託と同条件で委託すること、入所判定もこれまで同様に町が関わることを説明し理解を得た。

しかし、福祉施設への国庫補助は厳しい上、事業者が社会福祉法人格を取得できない場合も考えられるので、保健福祉センター内、または併設することを付帯事項として、検討委員会・保護者と確認している。

【健康福祉課長】県の補助対象事業としての最終審査は12月21日と聞いている。

県は国へ補助申請するとのこと。(1月5日、課長談)

問.健康づくり計画は本当に策定されるのか？

先進地視察を実施し、必ずしかし着実に進める、と言っていた計画策定。合併により停滞するのではないかとの不安を抱き、質問した。

(1)健康づくり計画策定に向けた取り組みはどのように進んでいるか。3町合併協議では計画策定はどのように調整されているか。

計画策定を待たずとも、健康づくり事業は積極的に推進すべきではないか。

【町長】本年度は9・10月に、県の調査研究事業を活用して、20歳代～70歳以降の男女各100人ずつ計1200人を無作為抽出して生活習慣などに関するアンケート調査を実施した。回答者881人のデータを集計して食生活状況、運動習慣、飲酒状況、健康診断状況を把握し、分析結果を3月までに報告する。この結果を次年度の計画策定に活かしたい。

新市としての健康づくり計画策定が必要となるので、17年度には2町とも同様のアンケート調査を実施することに調整した。

現在は計画を策定していないが、健康づくり事業として、食生活改善推進員による食生活改善・運動推進事業などのボランティア活動推進、女性のための健康講座・骨元気教室・いきいき教室などの実施、実施活動への支援をしている。

健康づくりは、医療機関・教育機関・企業・ボランティア団体などの関係機関が連携することにより、生活習慣を改善し健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援する環境を整備することが重要だ。そのために町は健康づくりに関する情報を提供して、自己決定し活動していく住民を増やせるよう、関係機関と連携を図る。

問.父子家庭児童育成支援事業の周知徹底と合併後の継続を

(1)対象者数と受給者数はどうか。制度周知はどう行ったか。個別通知すべきではないか。

【町長】父子家庭の実態把握は難しいがおよそ35名ほどで、現在の受給者は2名。

制度周知は町広報で1回、ホームページでは年間を通じて行っている。個別通知はプライバシーの問題から難しいので、広報掲載回数を増やして周知徹底する。

(再質問)転出入届け時等に窓口で制度を伝えることはできないか。

【住民生活課長】窓口で伝える作業そのものは難しくはないが、父子家庭であるかどうかを把握するのはプライバシーの問題に係わり困難だ。

一人親世帯かどうか、住民票などからは短絡的には判断できない、単身赴任世帯もある、という。それを確認することがプライバシーの侵害になるのか？鹿沼市では個別に通知を出しているので受給率も高いと下野新聞論説は言う。知られたくないという親の感覚もあろうが、それを優先させると地域や社会での子育て支援に手を尽くす術がない。親の体面、子の育成支援、双方に配慮した策はないものか。で、保護すべき"プライバシー"とは？

(2)合併後も制度の継続を求める。

【町長】合併協議の専門部会では、父子家庭の生活の安定と自立を促す、児童福祉の推進を図る、男女共同参画推進の観点から、この事業は必要であり南河内町の例により存続することとしている。

県内で、父子家庭への支援制度を設けている自治体は鹿沼市と南河内町のみ。所得制限があるので全員が対象ではないが、生活が安定するまでの大きな支援となろう。男女共同参画社会に向けて機会均等を図る先進的な制度だ。合併後の存続に安堵。

問.二酸化炭素ガス排出削減目標は達成できるのか

地球温暖化防止に向けて、町は役場環境保全率先実行計画を策定して二酸化炭素ガス排出削減を図っている。H12年度を基準年に17年度の排出量を設定した計画だが、削減どころか増加しているのが実態だ。計画策定の意義は何だったのだろうか。

(1)H15年度の二酸化炭素排出実績はどうか。13・14年度の実績から考えると、17年度の目標値は達成できそうにもない。どのように削減するのか。目標値修正か。

【町長】15年度は目標達成できていない。要因は、第2庁舎建設、下坪山地区集落排水処理施設建設、庁内IT化によるパソコン増加と考えている。

17年度の目標達成は困難なので、16年度の実績を踏まえて目標値の改正など計画の見直しを検討する。

【住民生活課長】H15年度排出量は2,682,317Kg。

《電気使用によるCO2排出量》

	排出量(Kg)	基準年に対する増減	
H12	2,331,221	基準年	
H13	2,461,071	5.6%増	電気以外の燃料では減少
H14	2,636,668	13.1%増	
H15	2,682,317	15.0%増	
H17	2,226,317	**4.5%減**	目標値

(町広報2003年7月号と答弁から作成)

達成可能な目標値を設定しなければ計画策定の意義が薄れようが、さりとて達成できないからと下方修正するのもどうか？太陽光発電を導入すれば、目標値の下方修正幅が小さい。

環境基本計画には財政計画が盛り込まれていないが、本気で取り組むなら総合計画実施計画(2年計画、財政計画を伴う)の中に織り込むべきだろう。

(2)ふれあい館に太陽光発電システム設置は、二酸化炭素削減効果が大きい。来年度予算編成に向けて検討されたのか。

【町長】環境基本計画との関係から、当然取り組みは必要だが、17年度の予算編成は例年になく大変厳しく、本年度当初予算より10%以上削減しなければならない。

太陽光発電の導入効果は十分認識しているので、予算編成過程でさらに検討する。

【住民生活課長】環境基本計画では新設建物に2か所設置となっている。財政的に難しいようだが、環境行政担当課としては既存施設にも設置したい。

【企画課長】6月定例会での提案を受けて、検討してきた。環境を考える上で採算はなるべく考えずに取り組みたい。

20Kwのシステムを設置した場合、年間電気代は約20万円減少、CO2換算で7400～7500Kg減少が期待できる。

予算編成の中で引き続き検討する。

財政担当の企画課長の答弁は、来年度予算編成の厳しさが滲み出ていた。

「歳入予測は約49億円、各課からの予算要求は約79億円とその差30億円。三位一体の改革など不透明な部分もある。最終的に55億円程度まで規模を抑制しなければならない」と。

今までのように、安易に公に要求することはできない時代になった。何が自分たちでできるのか、真剣に考えなければならない。「太陽光発電に住民からの協力金を」と前回提案した。

★仁良川地区土地区画整理事業の進み具合は･･･

毎年数億円を投じて整備している仁良川地区の区画整理事業。いつ完成するのか、どこまで進んだのか、分かりにくいところがある。区画整理課に聞いた。

事業計画		整備される主な公共施設	用途地域
地区面積	９１．４ ha	都市計画道路(幅員12～16m):4路線	全地区
施工期間	Ｈ７～２５年度	区画道路(幅員4～15m)	第１種住居地域
総事業費	１６７億６千万円	歩行者専用道路(幅員2～6m)	〔建物容積率20/10
計画人口	４，６００人	近隣公園:1か所、街区公園:6か所	〃 建ぺい率6/10〕

《事業費からみたH15年度末までの進捗状況》

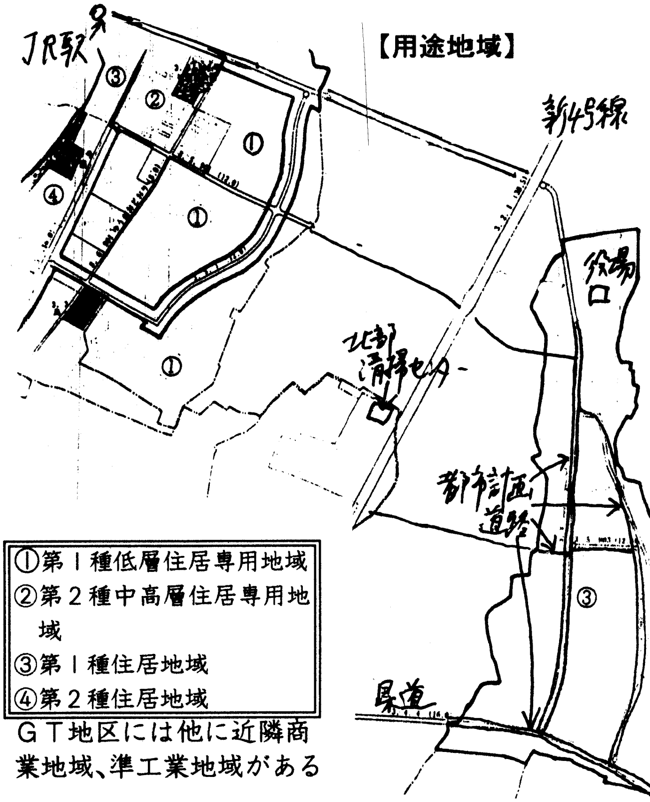
		計画額	15年度末実績
総事業費		167億6000	31億8000
財源内訳	国補助事業費	46億8700	23億6100
	県費	1560	9103
	地方債	0	7270
	保留地処分金	30億9900	8072
	町費	88億1540	5億7454

(単位:万円)

進捗率:総事業費に対して　19.0%
(第一工区は34.8%)
国補助事業に対して50.4%
(第一工区は88.9%)

※補助事業の関係から第一、第二工区に分けて施工している。第一工区の仮換地指定率は約61%、第二工区は仮換地案の縦覧、意見聴取の段階で、17年度工事着手をめざしている。

【用途地域】



ＧＴ地区には他に近隣商業地域、準工業地域がある

■京都府美山町の振興会(地域自治組織)　:自主研修(11月15～16日)

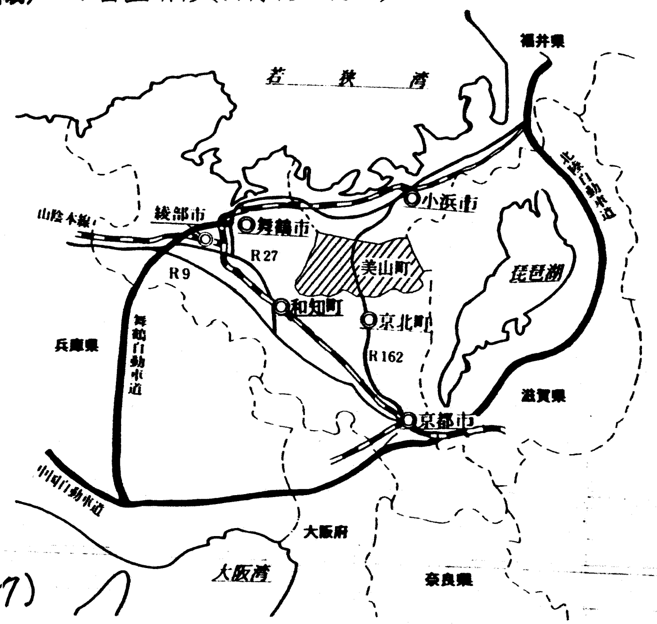
【美山町概況】京都府のほぼ中央に位置する。昭和30年に5か村が合併して美山町となった。過疎化が進み現在は人口5200人、面積340.47Km²(96%は山林)。

JR京都駅からバスを乗り継いで2時間30分。歴史的には京都と福井県小浜を結ぶ鯖街道が通り、北山型茅葺き屋根の民家が多く残り保存されている。高齢化率35.08%。

H15年度一般会計歳出決算額37億8124万円(特別会計含めて71億円)、歳入の49.5%が地方交付税と臨時財政対策債。

【長年にわたる村おこしの取り組み】

過疎化が進み、農地の荒廃化が地域資源や環境上の重要課題となってきたことから、集落の活性化に向け意向調査・集落懇談会を実施し住民要求を掘り起こしてスタート。

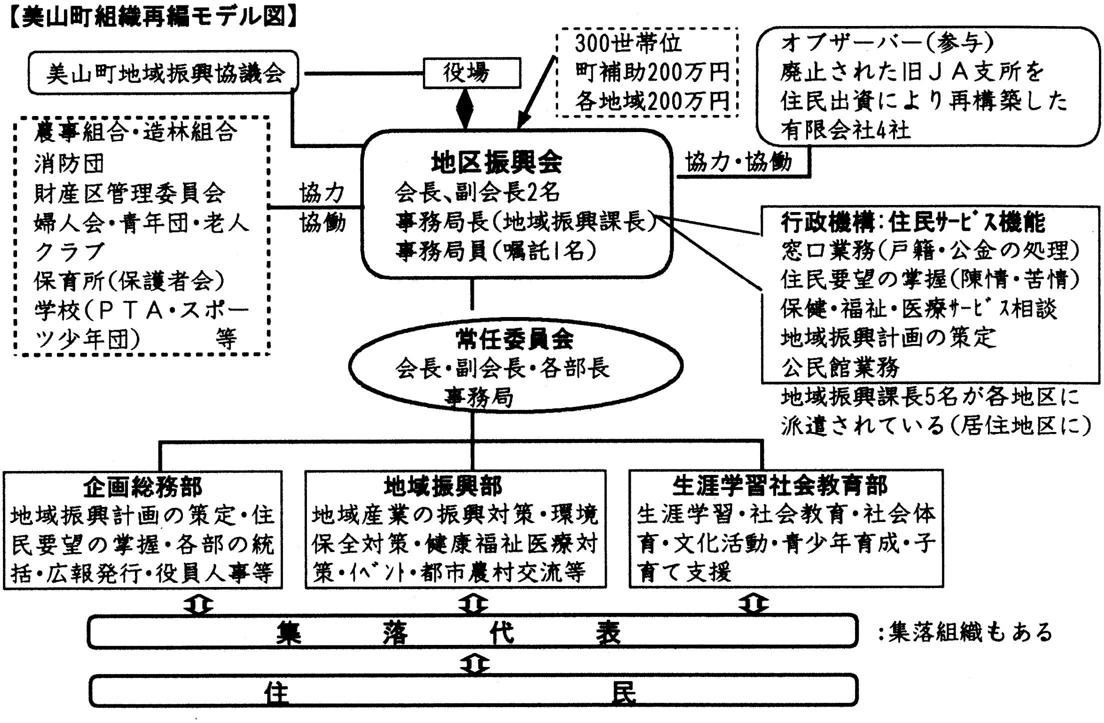


	テーマ	目標と「キャッチフレーズ」	主要事業
第１期 (S. 53～63年)	農林業の振興	**住みよいふるさとづくりをめざして** 「田んぼは四角に　心は円く」	意向調査・集落懇談会実施(183回)全集落に「農事組合」「造林組合」設立、農地基盤整備、農業振興総合ｾﾝﾀｰ・集落ｾﾝﾀｰ・農村広場整備
第２期 (H. 元～5年)	都市との交流	**ふるさと創生** 「豊かな自然を活かした村おこしの推進」	村おこし課設置、美山町自然文化村整備、「緑と清流の京都美山熟」開講、活性化ビジョン作成、美山まちづくり委員会発足
第３期 (H. 5～12年)	グリーン・ツーリズムと新産業おこし	**ｸﾞﾘｰﾝ･ﾂｰﾘｽﾞﾑ構想策定** 「自然を活かした新産業おこし」 「かやぶきの里美山で自然と向き合うゆとりある休暇を」	「ｸﾞﾘｰﾝﾂｰﾘｽﾞﾑ整備構想策定委員会」発足、ﾓﾃﾞﾙ構想策定。ＩＪＵﾀｰﾝ促進、宿泊体験ﾒﾆｭｰによりﾘﾋﾟｰﾀｰ確保、「新たな美山町づくりをめざす検討委員会」設置、地域振興会設立提唱
第４期 (H. 13年～)	振興会の設立と住民主導のまちづくり	**振興会の発足** 「自らの地域は自らの手で」 「めざせ日本一の田舎づくり」	旧村(5地区)ごとに振興会設立(町は職員を派遣し、事業展開の支援と窓口サービス業務を担う)

- 「美しい町づくり条例」(H5年)
  「伝統的建造物群保存地区保存条例」(H5年)を制定して水質保全・町並み保存・自然環境保全・土地開発建築規制(風俗営業店・ﾊﾟﾁﾝｺ店・ゴルフ場開発・産業廃棄物処理施設の規制)
- 「美山町ホタル保護条例」(H10年)により美しい山や川を守る運動を展開。

はじまりは行政主導で進められた。農水省・府など様々な補助事業を活用しつつ、それらが全体として体系的なまちづくりにつながっていた。住民活動の原動力は「自分たちで知恵を出し合う」こと。そのように導いた町や職員の役割は大きい。美山町も4町合併に向けた協議の最中だが、「振興会」は継続する。事務局長は休み無しだって

【美山町組織再編モデル図】



２００４年　報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	3,680,235円	①
小山広域保健衛生組合議員報酬	52,720	H15年度分
報償・費用弁償	61,000	②
所得税還付金	195,960	H15年分
印刷機使用料	42,816	実費、③
	4,032,731円	

【支出】 主なもの

所得税	286,855円	義務的な支出 2,550,094円
議員共済掛金	436,075	
住民税	60,200	
国民健康保険税	203,100	（内介護保険分24100円）
国民年金掛金	161,480	
固定資産税	80,000	④
家計へ	840,000	⑤
自動車維持費	482,384	（自動車税・車検整備・保険 経由・タイヤ買い替え）
病気・傷害保険掛金	58,000	
印刷機等維持費	153,385	（マスター・インク・コピートナー・用紙）⑥
図書・新聞・機関誌	268,297	⑦
講座等参加費	104,690	自主研修、⑧
交通・宿泊費	101,240	
事務用品・送料	144,157	（内ニュース送料等105,290円）
団体会費	62,960	
慶弔費	60,577	

①議員報酬は月額233千円。期末手当年間3.3か月分。期末手当には15%の役職加算がある。
②ごみ検(H15年度)・クリエイトみなみかわち実行委員会・夢プラン推進委員会・町民農園運営協議会・社会福祉協議会理事(費用弁償)
③使用料(インク代0.2円／枚＋原紙代30円／枚)、用紙は別。誰でも利用可
④自宅は夫との共同名義になっているので、固定資産税の1/2を負担。ローン返済はすべて夫。
⑤電話代や生活費一部として月7万円拠出。夫からのお小遣いも継続。
⑥印刷用紙はすべて再生紙を購入。
⑦新聞は日刊5紙、週刊1紙、月刊誌4、季刊誌1、その他単行本など
⑧市川房枝記念会政治参画センター、全国自治体議員行財政自主研究会、財政研究会(いずれも東京)に参加。その一環で京都府美山町・三重県伊賀市の視察にも参加した。
この他、懇親会費、被服費、医療費の支出もある。使途不明金も。

《村尾太陽光発電所通信》　（発電容量5.1Kw　2004年7月28日から稼働）
これまでの発電量(1月8日まで)　2,493Kwh　　二酸化炭素削減効果　448Kg-C
（標準家庭の年間排出量は1200Kg-C）

《村尾宅の電力購入・売電状況》　検針票・口座振込額から

	購入		売電		実質電気料金	15年同月電	前年との電気
	(Kwh)	(円)	(Kwh)	(円)	(購入額−売電額)：A	気料金：B	料金比較：A-B
8月(7/15〜7/27)	248	5,854	未設置		円	円	円
(7/28〜8/15)	192	3,684	203	5,911	3,627	13,856	△10,299
9月(8/16〜9/14)	369	7,282	259	7,399	△ 117	12,834	△12,951
10月(9/15〜10/15)	406	8,365	237	6,583	1,782	11,126	△ 9,349
11月(10/16〜11/15)	433	8,670	294	8,038	632	11,886	△11,259
12月(11/16〜12/14)	539	10,805	361	10,115	690	14,188	△13,498

＊電気料金だけの比較から、前年より安くなった額の合計57,356円は同額の収入があったことに等しいと考えられる。

《村尾宅の太陽光発電量と電力消費比較》

	日数	太陽光発電量 (Kwh)	自家消費量(Kwh) (発電量-売却量)：A	購入電力 (Kwh)：B	消費電力 (A＋B)
8月(7/15〜8/15)	32	294(19日間)	91	441	531
9月(8/16〜9/15)	31	441	182	369	551
10月(9/16〜10/15)	30	333	96	406	502
11月(10/16〜11/15)	31	418	124	433	557
12月(11/16〜12/14)	29	527	166	539	705

＊目下の所、村尾太陽光発電所は我が家の電力消費の約70%を発電している。
＊8〜9月は晴天の日が少なかった。

太陽光発電は、お天気に左右されるが雨天でも発電量はゼロとは限らない。灼熱の夏には発電効率が下がる。屋根の方角、勾配にも左右される。我が家の屋根は面積・勾配・方角いずれも好条件のようだ。太陽熱温水用パネルも設置してある。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

10月12日・クリエイトみなみかわち実行委員会企画部会
13・村尾応援する会(ニュース発行作業)
・農園だより編集作業
14～15・**議会全体研修**(長野県千曲市/合併経緯)
16・農園だより発送作業
・環境学習会(自然エネルギー活用について/小山市)
・福田昭夫氏ミニ集会
17・町民運動会(GT祇園5)
20・オピニオンリーダー会
21・**河内郡議員研修**(宇都宮市)
23・合併問題を考える会
・とちぎ子ども学会シンポ
24・町民農園腐葉土運搬
・議会報告会
25・やよい会(ふれあい祭準備)
・(仮称)総合保健福祉センター住民説明会
27・3町合併協議会傍聴
・クリエイトみなみかわち実行委員会広報部会
29・県オピニオンリーダー会研修(宇都宮市)
・クリエイトみなみかわち実行委員会企画部会
30・農園利用者の会(農園祭準備)
31・町民農園まつり
11月2日・文化協会役員会
・オピニオンリーダー会(準備)
5・給食宅配ボランティア
7・こころの会議(宇都宮)
9・やよい会(ふれあい祭準備)
11,12・ボランティア連絡協議会(ふれあい祭準備)
13,14白鳳ふれあい祭(やよい会、ボランティア連協)
14・福田昭夫氏知事選応援
15～16・自主研修(京都府美山町/地域自治組織とまちづくり、三重県伊賀市/自治基本条例)
17・クリエイトみなみかわち実行委員会広報部会
18・オピニオンリーダー会
19・オピニオンリーダー会河内ブロック研修(宇都宮市)
20・政治参画センター(国の男女共同参画推進策/名取はにわ氏)(東京)
20～21・地方議員行財政自主研究会(介護保険制度見直し/菅原敏夫氏　志木市教育改革概論/金山康裕氏)(東京)
22・クリエイトみなみかわち実行委員会
・村尾応援する会
23・新市事務所候補地見学
・蛍の会(芋掘り)
24・3町合併協議会傍聴
25・コンサート(中央公民館)
・農園だより編集
26・**県町村議長会議員研修**(芳賀町)
27・農園だより発送作業
28・ルピナスさん(家庭教育オピニオンリーダー会、父親の子育て促進事業/ソーセージづくり)
30・農業農村男女共同参画促進事業講演会/御子貝荒江氏
12月1日・**議会全員協議会**
・学校ボランティア研修会(21世紀に生きる学力とは/佐々木秀和先生)
4・町民農園利用者の会(腐葉土づくり実習)
・県ごみ問題連絡会総会記念講演/いわむらかずお氏(宇都宮市)
5・**消防団通常点検**
・文化協会コンサート
6・ボランティア連絡協議会研修(岩舟町健康福祉センター)
7～9・**議会定例会**
7日　経・建常任委員会
8日　**一般質問**
11・おもちゃの図書館10周年記念クリスマス会
12・家族研究所ウィル設立記念講演会(個人化する家族/亀口憲治教授、宇都宮市)
13・やよい会反省会
15・ボランティア連絡協議会研修部会
・クリエイトみなみかわち実行委員会広報部会
16・夢プラン推進委員会
17・国分寺町議会傍聴
18・教育相談研修(宇都宮)
19・合併問題を考える会
20・社会福祉協議会理事会
・中学生模擬議会傍聴
21・**議会全員協議会**
・クリエイトみなみかわち実行委員会企画部会
・町職員研修(ドイツのまちづくり/坪山仁氏)
24～1/9ニュースNo124編集作業
24・給食ボランティア(歳末見舞い手打ちそば作り)
28・福田昭夫氏との懇談会
1月6日・クリエイトみなみかわち実行委員会
・つばさの会南河内支部
7・ボランティア連絡協議会研修部会
9・**成人式参列**
・村尾応援する会(ニュース発行作業)

■昨年11月、合併直後の三重県伊賀市を訪れた。合併協議の中で自治基本条例についても検討し、合併後の議会で条例制定する運びだった。伊賀流自治は「自分たちのまちは自分たちでつくろう」、自治会とは別に小学校区単位で住民自治協議会を設置し、地域まちづくり計画を策定するという。■3町合併協議は終盤を迎えたが、市庁舎建設時の「事務所の位置」協議を残している。国の地方への支出削減幅は想像を絶するもので、合併後も緊縮財政には違いない。「庁舎はできるだけ安く、浮いた分は住民サービス等他の事業に」が原則ではないか。新たな開発は不可能な時代でもある。■1年を振り返り、多くの方に支えられて私の活動がある、とつくづく思う。感謝しています。と同時に、住民と共に活動する議員であり続けようと心新たに決意しました。よろしく